



国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所

# TOPICS

遠賀川河川事務所の最新情報を配信

平成24年2月17日

## 平成24年度 災害時協力会社の公募について

〈大規模災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のため〉

(ポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備、ポンプ車及び災害対策用機械の運搬)

### ～ 災害時の応急対策工事等 ～

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

当事務所では、災害時にポンプ、堰・水門、樋門・樋管等の機械設備、ポンプ車における機能維持及び災害対策用機械の運搬について建設業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成24年度の協定の締結をすることとしました。

応募の期限は平成24年3月9日(金)です。技術資料等説明書の交付は、遠賀川河川事務所 管理課でいたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1  
TEL:0949-22-1830  
FAX:0949-22-2859  
メールアドレス: onga@qsr.mlit.go.jp

このトピックスに関する問合せ先

マツオカ・トリス  
遠賀川河川事務所 管理課 松岡・鳥巢  
電話番号:0949-22-1830(代)

# 公 告

「遠賀川河川事務所管内における小型水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり、公告する。

平成24年2月17日

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の内容

遠賀川河川事務所直轄管理区間において、小型水門設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象小型水門設備の機械設備とする。）

### (2) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### (3) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を、提出された技術資料等から総合的に評価して、協定締結業者3社程度を決定する評価方式である。

### (4) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局管内に、本店又は支店、営業所等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
- ① 手続開始の決定を受けていること。
- ② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
- ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年1月6日）による。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は、経常共同企業体を除く。
- (6) 基本協定区間内で、平成18年4月以降に国（又は国に準ずる機関）又は区市町村発注の機械設備工事（小型水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>未満）同等以上で、電動式開閉機あるいは油圧式開閉機を備える）の工事実績、または機械設備（小型水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>未満）同等以上で、電動式開閉機あるいは油圧式開閉機を備える）の、点検業務や修繕の契約実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち、平成18年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。（実務とは、小型水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>未満）同等以上の製作・据付または点検・整備、修繕等に関する業務である。）
- なお、実務経験年数は、以下のとおりとする。

| 学 歴       | 必要な実務経験年数 |          |
|-----------|-----------|----------|
|           | 指定学科を修めた者 | 指定学科以外の者 |
| 大 学 卒 業 後 | 3年以上      | 5年以上     |
| 短大・高専卒業後  | 5年以上      | 8年以上     |
| 高 校 卒 業 後 | 10年以上     | 12年以上    |
| そ の 他     | 15年以上     |          |

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

- (9) 協力依頼対象地域内において、必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表、又は調達計画表の提出ができること。

- (10) 「小型水門設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について、簡易な施工計画を提出すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課  
担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）  
専門職 鳥巢 泰弘（内線490）  
電話 0949-22-1830（代）  
FAX 0949-23-0019

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる。

#### (3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成24年2月17日（金）から平成24年3月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法： 持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

### 4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。



# 公 告

「遠賀川河川事務所管内における堰・水門設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり、公告する。

平成24年2月17日

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の内容

遠賀川河川事務所直轄管理区間において、堰・水門設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象堰・水門設備の機械設備とする。）

### (2) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### (3) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を、提出された技術資料等から総合的に評価して、協定締結業者3社程度を決定する評価方式である。

### (4) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局管内に本店又は支店、営業所等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
- ① 手続開始の決定を受けていること。
- ② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
- ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成22年1月8日）による。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 基本協定区間内で、平成18年4月以降に国（又は国に準ずる機関）又は区市町村発注の機械設備工事（堰・水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>以上））の工事実績、または機械設備（堰・水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>以上））の、点検業務や修繕の契約実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成18年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。（実務とは、堰・水門設備（扉体面積10m<sup>2</sup>以上）の製作・据付または点検・整備、修繕等に関する業務である。）
- なお、実務経験年数は、以下のとおりとする。

| 学 歴       | 必要な実務経験年数 |          |
|-----------|-----------|----------|
|           | 指定学科を修めた者 | 指定学科以外の者 |
| 大 学 卒 業 後 | 3年以上      | 5年以上     |
| 短大・高専卒業後  | 5年以上      | 8年以上     |
| 高 校 卒 業 後 | 10年以上     | 12年以上    |
| そ の 他     | 15年以上     |          |

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

- (9) 協力依頼対象地域内において、必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表、又は調達計画表の提出ができること。

- (10) 「堰・水門設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について、簡易な施工計画を提出すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課  
担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）  
専門職 鳥巢 泰弘（内線490）  
電話 0949-22-1830（代）  
FAX 0949-23-0019

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法：手渡しによる。

#### (3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

### 4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。



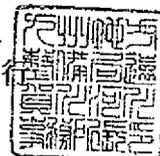
# 公 告

「遠賀川河川事務所管内における排水ポンプ設備の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり、公告する。

平成24年2月17日

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

遠賀川河川事務所直轄管理区間において、排水ポンプ設備に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象排水ポンプ設備の機械設備とする。）

### (2) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### (3) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を、提出された技術資料等から総合的に評価して、協定締結業者5社程度を決定する評価方式である。

### (4) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局管内に本店又は支店、営業所等が所在すること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
- ① 手続開始の決定を受けていること。
- ② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
- ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年1月6日）による。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は、経常共同企業体を除く。
- (6) 基本協定区間内で、平成18年4月以降に国（又は国に準ずる機関）又は区市町村発注の機械設備工事（排水ポンプ設備（排水を目的とした陸用ポンプ設備））の工事実績、または機械設備（排水ポンプ設備（排水を目的とした陸用ポンプ設備））の、点検業務や修繕の契約実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち、平成18年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に2名以上の機械設備に関する実務経験者を確保できること。（実務とは、排水ポンプ設備（排水を目的とした陸用ポンプ設備）の製作・据付または点検・整備、修繕等に関する業務である。）  
なお、実務経験年数は、以下のとおりとする。

| 学 歴       | 必要な実務経験年数 |          |
|-----------|-----------|----------|
|           | 指定学科を修めた者 | 指定学科以外の者 |
| 大 学 卒 業 後 | 3年以上      | 5年以上     |
| 短大・高専卒業後  | 5年以上      | 8年以上     |
| 高 校 卒 業 後 | 10年以上     | 12年以上    |
| そ の 他     | 15年以上     |          |

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

- (9) 協力依頼対象地域内において、必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表、又は調達計画表の提出ができること。

- (10) 「排水ポンプ設備について、考えられる災害（故障）の状況（項目）と、その対応方法」について、簡易な施工計画を提出すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課  
担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）  
          専門職 鳥巢 泰弘（内線490）  
電話 0949-22-1830（代）  
FAX 0949-23-0019

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
          国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法：手渡しによる。

#### (3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

### 4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。



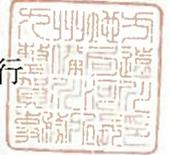
# 公 告

「遠賀川河川事務所遠賀川河川事務所管内における緊急内水対策車の災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定の締結」

次のとおり、公告する。

平成24年2月17日

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の内容

遠賀川河川事務所直轄管理区間において、緊急内水対策車に関わる災害が発生、若しくは災害の発生が予想される場合、災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害車両の早期復旧に期することを目的とするものである。

（本協定の範囲は、添付する対象は緊急内水対策車とする。）

### (2) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### (3) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を、提出された技術資料等から総合的に評価して、協定締結業者2社程度を決定する評価方式である。

### (4) 災害時等応急対策工事（業務）の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合は、速やかに工事（業務）請負契約を締結する。工事（業務）の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局管内に本店又は支店、営業所等が所在すること。

### (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に

係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

① 手続開始の決定を受けていること。

② 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)詳しくは、競争参加者の資格に関する公示(平成24年1月6日)による。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。

(6) 基本協定区間内で、平成18年4月以降に国(又は国に準ずる機関)又は県市町村発注の機械設備工事の工事実績、または機械設備の、点検業務や修繕の契約実績があること。

(7) 九州地方整備局(港湾空港関係は除く。)の発注した機械設備工事のうち平成18年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。

(8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に、大型自動車の運転免許所有者が2名以上、玉掛け・小型移動式クレーン運転技能講習終了者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、大型運転免許所有者と玉掛け・小型移動式クレーン運転技能講習終了者は、同一でかまわない。

(9) 協力依頼対象地域内において、必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表、又は調達計画表の提出ができること。

(10) 「排水ポンプ車について、考えられる災害(故障)の状況(項目)と、その対応方法」について、簡易な施工計画を提出すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課

担当：管理課長 松岡 忠浩（内線331）  
専門職 鳥巢 泰弘（内線490）  
電話 0949-22-1830（代）  
FAX 0949-23-0019

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月17日（）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法：手渡しによる。

(3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月17日（金）から平成24年3月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。



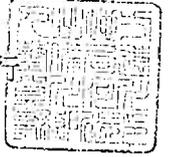
# 公 告

「災害時における災害対策車運搬等に関する基本協定の締結」

次のとおり、公告する。

平成24年2月17日

国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき、災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

### (2) 基本協定の内容

遠賀川河川事務所長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときは、災害状況に応じて応急対策業務を要請することができるものとする。

2. 前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、遠賀川河川事務所長の指示により応急対策業務を実施するものとする。
3. 遠賀川河川事務所長は、国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
4. これらの業務を適切に対応が出来るよう、河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

### (3) 基本協定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

### (4) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、簡易な施工計画を、提出された技術資料等から総合的に評価して、協定締結業者2社程度を決定する評価方式である。

### (5) 災害対策車の運搬方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に運搬等を実施する場合は、速やかに運搬等請負契約を締結する。運搬の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

ただし、基本協定締結後、災害等の発生がなかった場合は、実際の運搬等を行わないことを付記する。

また、災害協定を締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に参加する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 福岡県内に、本店又は支店営業所等が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の機械設備工事かつ平成22・23・24年度の役務の提供「建物管理等各種保守管理」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
  - ① 手続開始の決定を受けていること。
  - ② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所提出していること。
    - ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
    - イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
    - ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）詳しくは、競争参加者の資格に関する公示（平成24年1月6日）による。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 基本協定区間内で、平成18年4月以降に国（又は国に準ずる機関）又は区市町村発注の機械設備工事の工事実績、または機械設備の点検業務や修繕の契約実績があること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した機械設備工事のうち平成18年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に、大型自動車の運転免許所有者が2名以上、玉掛け・小型移動式クレーン運転技能講習終了者を1名以上、その他作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、大型運転免許所有者と玉掛け・小型移動式クレーン運転技能講習終了者は、同一でかまわない。
- (9) 協力依頼対象地域内において、必要な資材・機材の確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表、又は調達計画表の提出ができること。

- (10) 「災害時の車両等運搬における注意点と対応方法」について、簡易な施工計画を提出すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 管理課

担当：管理課長 松岡 忠浩 (内線331)

専門職 鳥巢 泰弘 (内線490)

電話 0949-22-1830 (代)

FAX 0949-23-0019

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年2月17日(金)から平成24年3月9日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1-1  
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2F 管理課内
- ③ 交付方法：手渡しによる。

#### (3) 協定締結参加資格認定申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年2月17日(金)から平成24年3月9日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参、又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。FDを添付すること。)により提出する。

### 4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる場合がある。

